

【利用の目安】

●病児保育室を利用できない病状・症状

- ①伝染性疾患(水痘、流行性耳下腺炎、麻疹、風疹、インフルエンザ、ロタウイルス、新型コロナウイルス感染症など)の急性期で他児に感染する恐れがある。
- ②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い
(血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などで免疫抑制剤を使用している場合など)
- ③39度以上の発熱がある。
- ④嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がないなど)がある。
- ⑤咳がひどく、呼吸困難である。(喘息発作を含む)
- ⑥その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合。

●病児保育室の受け入れ対象外の感染症とその許可の目安

①麻疹	解熱後3日が経過していれば利用可能
②風疹	発疹の消失後は利用可能
③水痘 ヘルペス	全ての発疹が、痂皮化すれば利用可能
④流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下線または舌下線の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好となれば利用可能
⑤インフルエンザ	発症後 5 日目以降かつ解熱後2日経過の場合は利用可能
⑥マイコプラズマ感染症	解熱後 24 時間が経過し症状が改善していれば、隔離室で利用可能
⑦RS 感染症	解熱後 24 時間が経過していれば利用可能
⑧溶連菌感染症	有効な抗生素の内服開始後24時間が経過していれば利用可能
⑨アデノウイルス感染症	解熱後 24 時間が経過していれば隔離室で利用可能
⑩ヘルパンギーナ	解熱後 24 時間が経過していれば利用可能
⑪百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していれば利用可能
⑫咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退したあと2日を経過していれば利用可能
⑬新型コロナウイルス感染症	陽性判明後10日経過していれば(11日目から)利用可能 ただし、本人及び同居の家族に症状がないことが条件

※解熱後とは、原則として解熱剤の使用なく37度以下に解熱したことをさします。

※上記以外でも、お子様の状態によっては受け入れをお断りする場合があります。